

労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正概要

2018.4.1改正

改正箇所		改正内容	改正の概要
第2	適用除外業務等	2(5)イ(イ)ないし(チ)及びロに介護医療院を追加	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成30年政令第55号)による労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)の改正について反映。
		2(5)イ(ニ)、※1及びホの修正	文言の適正化。
第3	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	3(1)事業主の行う変更の届出手続の修正	取扱いの変更に伴う、文言の適正化。
第8	派遣先の講ずべき措置等	11(5)派遣先責任者講習の受講	派遣先責任者講習の運用の変更に伴う、文言の適正化。
第14	その他	2(2)イ(イ)の修正	文言の適正化。
		2(2)ハ(ホ)の修正	文言の適正化。
		3派遣先責任者講習を新設	「派遣先責任者講習の実施に関するガイドライン」の制定(平成30年3月30日)に伴い、項目を新設。
第15	様式集	派遣先責任者講習実施申出書(様式第22号)を新設	「派遣先責任者講習の実施に関するガイドライン」の制定(平成30年3月30日)に伴い、様式を新設。
		派遣先責任者講習実施日程書(様式第23号)を新設	「派遣先責任者講習の実施に関するガイドライン」の制定(平成30年3月30日)に伴い、様式を新設。